資料１－１

「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」の改訂について①

(1)「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」 内閣府（防災担当）R7.6改訂

※市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル＜第1部　避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組＞の基となっている指針

改訂の経緯

- **令和6年能登半島地震において、高齢者・障害者等の要配慮者が避難しやすい環境の整備にかかる課題（個別避難計画の作成が十分でない等）が顕在化**
- **令和7年6月の災害対策基本法の法改正（「福祉サービスの提供」の追加等）**

などを踏まえた改訂

主な改訂内容

①個別避難計画の作成促進から「実効性確保」へ転換

従来は「計画作成の推進」が中心であったが、実際に機能する計画の確保に重点化。**訓練や避難行動要支援者を含めた見直し**を前提とした運用を明確化。

②優先度に基づく対象者の選定

対象者一律ではなく、ハザード（浸水・土砂災害区域など）心身の状況・要介護度・独居・支援者不在などの社会的状況等の観点で**優先順位**を設定し、限られた人的資源を踏まえ、重点的に計画作成を進める考え方を明確化。

③多職種・地域連携の強化

災害時に迅速かつ円滑な避難支援等が実施できるよう**福祉専門職等**を個別避難計画作成における関係者として明確に位置付け。また、災害時の支援が機能するよう平時から関係構築を行う必要性を明記するなど**地域包括型の支援体制**を重視。

④避難行動要支援者名簿の活用の促進等の情報共有の強化

個人情報保護とのバランスを踏まえつつ、平時からの支援関係者への**情報提供**を推進するとともに**本人の同意取得**の促進。

資料１－２

「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」の改訂について②

(2)「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」 内閣府（防災担当）R6.12改訂

※市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル＜第2部　避難生活における要配慮者支援＞の基となっている指針

改訂の経緯

● 令和6年能登半島地震において、災害関連死による犠牲者の８割超を８０代以上の高齢者が占めたこと等を踏まえ、避難生活支援の考え方を「場所（避難所）」から「人（避難者）」へ転換すること、また、良好な避難生活環境や在宅避難者・車中泊避難所等への支援を含めた避難所運営や支援の在り方の検討が必要となったこと　などを踏まえた改訂

主な改訂内容

① 「場所（避難所）」から「人（避難者）」中心の支援への転換
令和6年6月の検討会で示された考え方に基づき、物理的避難所の整備だけでなく、在宅・車中泊避難者を含む避難者一人ひとりの状況に応じた支援を重視する方向へ転換。

② 令和６年能登半島地震の課題を反映した見直し
能登半島地震で明らかになった「避難所のあり方」「生活環境の質」「食事・トイレ等の課題」を踏まえ、支援体制や生活環境整備の改善点が指針に反映された。

③ トイレ・食事・居住空間など生活環境基準の強化
自治体向けガイドラインと同時に改定され、トイレカー・トイレトレーラーの確保キッチンカー等による食事提供体制の拡充パーティション・段ボールベッドを「開設初期から」設置、仮設風呂など生活用水確保といった具体的施策が追記された。

④ 多様な避難者（高齢者・障害者・女性・外国人等）への配慮の強化
要配慮者への安全な生活空間、相談支援、バリアフリー対応、プライバシー確保などの配慮事項を充実。避難所のみならず在宅避難者にも適切な支援を行う体制を強調。

⑤ 在宅・車中泊避難者支援の明確化
「避難所以外で避難する人」について、物資・医療・福祉サービス・情報提供などを確実に行うことを改めて明記。在宅・車中泊避難者支援手引き（R6策定）と連動。

⑥ スフィア基準等の国際基準・最新知見を踏まえた改善
トイレ数、居住スペース、食事、入浴環境などについて、スフィア基準も踏まえた水準を提示し、自治体に備蓄や体制整備を促す方向性を強調。